

平成26年度 第1回足立区労働報酬審議会 議事概要

開催日時 及び 場所	平成26年11月13日(木) 午前10時00分～正午 足立区役所11階 入札室
出席委員	渡部典子 会長 澤江紀子 副会長 田中克己 委員 設楽潔 委員 伊藤好磨 委員 中村修一 委員
審議案件	平成27年度 労働報酬下限額について
議事概要	
○ 諮問について	○ 平成27年度労働報酬下限額について、区長代理として総務部長から会長へ諮問書を提出。
○ 会議の公開について	○ 議事のうち、労働報酬下限額に関わる事については、率直な意見の交換を促すために非公開としたほうが良いのではないかと。(会長) —各委員了承—
○ 労働報酬下限額について(説明)	○ 事務局にて以下の点を説明 ・工事又は製造の請負の契約に係わる労働報酬下限額の勘案基準について ・工事又は製造の請負以外の請負の契約及び指定管理協定に係わる労働報酬下限額の勘案基準について ・他自治体の状況について
○ 労働者の区分について	○ 工事又は製造の請負の契約に係わる「熟練労働者・一人親方」と「熟練労働者以外の者」の労働報酬下限額の区分について ・「熟練労働者・一人親方」と「熟練労働者以外の者」の区分を解消していただきたい。区分の解消が困難であれば、未熟練労働者の割合を定められたい。多摩市では未熟練労働者を全体の2割以内としているが、聞き取り調査では1割以内でなければ工事の現場は成り立たないと聞いている。(委員) ・熟練労働者か未熟練労働者かは、事業者が本人の同意のもとに決めている。また、工事現場の規模や業種で異なるため、一律に割合を定めるのは困難である。(委員) ・熟練労働者が未熟練労働者として扱われる可能性はある。割合は、目安とするのはいかがか。(委員) ・割合の数値の根拠があいまいで、明確な数値がない。(委員) ・工事又は製造の請負の契約の労働報酬下限額は、熟練労働者・一人親方と熟練労働者以外の者に分けることで良いかと。(会長) —各委員了承—

<p>○ 労働報酬下限額について</p>	<p>○ 工事又は製造の請負の契約の熟練労働者・一人親方の労働報酬下限額について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度の落札率が上昇している。公共工事設計労務単価の95%に引き上げていただきたい。(委員) ・他自治体と比較しても、90%は低いわけではない。(委員) ・熟練労働者の労働報酬下限額は、平成26年度公共工事設計労務単価に90%を乗じて得た額で良いか。(会長) <p>—各委員了承—</p> <p>○ 工事又は製造の請負の契約の熟練労働者以外の労働者の労働報酬下限額について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局案の、時間単価1,064円は、日額で8,512円である。この金額は厚労省の統計調査や聞き取り調査の結果との比較だけでなく、実態とも乖離している。熟練労働者の軽作業員単価の90%に引き上げると、時間単価1,518円、日額12,150円となり、日額12,000円程度の金額が確保される。技能労働者不足が全国的に問題になっており、建設業の担い手を確保する上でも、軽作業員単価の90%としたい。(委員) ・昨年度の審議において、熟練労働者の軽作業員単価の70%とした。台帳が未だ提出されておらず、実態が検証されていない中で、基準を変えることは良くない。(委員) ・熟練労働者以外の労働者については、熟練労働者の軽作業員単価に70%を乗じて得た額(1時間当たり1,064円)で良いか。なお、来年度の審議会では、未熟練者労働者の下限額について、提出された労務台帳の内容を検証して審議することといたしたい。(会長) <p>—各委員了承—</p> <p>○ 工事又は製造の請負の契約以外の契約の労働者の労働報酬下限額について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約と指定管理協定は同額とすることで良いか。(会長) <p>—各委員了承—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下限額については、もともと区が行っていた業務を委託したことを考えると、区職員高卒初任給の基本給を検討素材に加えた方が良い。事務局案と区職員高卒初任給換算額の間をとり、940円とするのはいかがか。(委員) ・940円とする根拠があいまいではないか。区臨時職員賃金と同額とした方が根拠が明確である。(委員) ・労働報酬審議会の答申意見として、区臨時職員賃金の引上げと引上げに応じた下限額の改定を要望することも可能と考える。(委員) ・来年度の審議会では、野田市同様、建築保全業務労務単価を根拠として業種ごとに下限額を設けることを議論したい。 ・工事又は製造の請負の契約以外の契約の労働者の労働報酬下限額については、平成26年度の区臨時職員賃金(事務補助A)と同額の930円で良いか。(会長) <p>—各委員了承—</p>
----------------------	---

<p>○ その他意見</p>	<p>○ 今後の課題として要望する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公契約条例の周知用に色刷りポスターの製作をお願いしたい。 ・スマートフォンで労働報酬下限額を確認できるよう、ホームページを作成して欲しい。(PDFのアプリをダウンロードすれば、現在でも閲覧可能である。) ・女性建設業従事者の労働環境整備を進めて欲しい。 ・社会保険未加入対策や建設業退職金共済制度の普及徹底に努めて欲しい。また、下請業者からの見積書は、標準見積書とすることを遵守するよう指導して欲しい。 ・来年度の労働報酬審議会は2回開催とし、1回目を8月下旬に開催して欲しい。 ・公契約条例適用契約における受注者、現場監督や就労者を対象としたアンケート調査を実施して欲しい。 ・審議会委員が現場詰所で現場代理人や労働者と意見交換をする機会を設けて欲しい。 ・業務委託契約の条例適用範囲の見直しを検討して欲しい。
----------------	--